

今後のご請求について

対象店舗：新宿店、横浜店、大阪梅田店、福岡店

4月の月会費については6月以降の月会費として充当させていただきます。

4月調整額の考え方は、下記の通りといたします。

(計算式) 4月分月会費×(4月実営業日数6日分÷営業日数26日)

例)一般会員様 13,200円×0.23(6÷26)=3,000円 ※10の位以下切捨て

会員種別による調整金額について ※10の位以下切捨て調整しております。

会員種別	通常会費	調整額
一般	¥13,200	¥3,000
大学生	¥11,000	¥2,500
小中高生	¥8,800	¥2,000
福利厚生	¥12,100	¥2,700
団体一般	¥11,880	¥2,700
団体大学生	¥9,900	¥2,200
団体小中高生	¥7,920	¥1,800

4月27日(月)に上記の調整額を請求させていただきます。

4月休会のお手続きをされた方は、調整は発生いたしません。

■休会費について

休会費の変更はございません。

ただし、小中高生の会員様は4月休会費を上記調整額にて対応させていただきます。

該当される方につきましては4月休会費との差額を、

6月以降の休会費または月会費へ充当いたします。

■今後のご請求について

4月27日(月)では、「4月調整額」を請求させていただきます。

5月27日(水)では、5月相当分の諸会費を請求させていただきます。

詳しくはご在籍の店舗までお問い合わせください。